一号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の八第一項第一号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）並びに第四条の十六第一項及び第二項		
（略）		
第一条の三第一項の表二の八十五の二項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	第十一条第一項又は第二項	第十二条第二項又は第三項

（略）		
第一条の三第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第四条第二項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	当該確認	当該審査
第一条の四及び第三条の三第四項	法第六条第一項	法第十八条第二項
（略）		
第二条第一項及び第四項	第十一条第六項	第十二条第七項
第二条第一項及び第四項並びに第三条の四第一項	第八条に	第九条第五項において準用する同令第八条に

（略）		
第一条の三第一項の表二、第四項の表一、第八項及び第十項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第四条第一項第一号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、第四条の八第一項第一号（第四条の十一の二において準用する場合を含む。）並びに第四条の十六第一項及び第二項	確認に	審査に

（略）		
第一条の三第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第四条第二項（第四条の四の二において準用する場合を含む。）	当該確認	当該審査
（略）		
第二条第一項及び第四項	第十二条第六項	第十三条第七項
第二条第一項及び第四項並びに第三条の四第一項	第六条に	第七条第五項において準用する同令第六条に